

# 枚方市改革・改善サイクル実施方針

## I. 実施の趣旨・目的

---

### (1) 趣旨

平成 24・25 年度で実施した事務事業総点検での結果と課題を踏まえ、更なる事務事業の見直しや改善に向けた取り組みを進める。

また、事務事業を横断的に点検・評価することにより、予算等への確実な反映や点検・評価の観点を用いた他の類似事業に活かし、次年度以降の事務事業の執行につなげる。

### (2) 目的

#### ①効率的・効果的な行政運営の推進

事務事業を必要性・効率性・有効性・透明性・公平性の観点から点検・評価することによって、効率的・効果的な行政運営につなげる。

#### ②検証結果の事後確認及び類似事業への活用

事務事業の点検・評価結果の計画・予算への反映状況の事後確認を行うとともに、点検・評価結果等を類似事業の事業立案や予算編成において活用する。

#### ③納得性の高い行政運営

点検・評価結果とその対応案を公表することによって、市民への説明責任を果たし、納得性の高い行政運営に資する。

#### ④職員の意識改革の推進

職員自身が、担当する事務事業について、評価結果を踏まえた点検を行うことで、新たな見直しにつなげるなど、職員の改善・見直しに係る意識改革を推進する。

## II. 事業の概要

---

### (1) 点検対象事業

本市の全事務事業のうち、下記の観点から点検対象事業を選定する。(1年度あたり約 100 事業程度の想定とし、事業の選定については、外部有識者からなる評価員及び所管部署で行うこととする)

#### <事業選定の観点>

1. 一般的に市民が納得できるものかどうか
2. 行政としてどうしてもやらなければならないものか
3. もっと費用を抑えられないか
4. もっと効果を上げる手法はないか
5. 社会情勢の変化に対応して、今、手を入れておく必要がないか

## (2) 実施手法



### (3) 点検・評価の視点

平成 24・25 年度で行った事務事業総点検で改善が進められた事業も含め、選定事業については、別紙「枚方市改革・改善サイクル 点検・評価の視点」により点検・評価を実施する。

### (4) 「今後の方向性」の区分

点検・評価結果に係る「今後の方向性」については、以下の①から⑤の区分を基本とする。なお、「今後の方向性」は、点検・評価を踏まえて変わることがある。

区 分	説 明
①「改善」	経費削減や効率化・簡略化等の見直しをする事業
②「拡充・重点化」	取り組みを発展・拡充させる事業
③「現状のまま継続」	これまでの取り組みを継続する事業
④「休止・終了」(終期設定有)	あらかじめ事業期間が決まっている事業
⑤「廃止」(終期設定無)	見直しにより、廃止する事業

## Ⅲ. 改革・改善サイクル評価員

### (1) 設置目的等

庁内における点検（一次点検から二次点検）の結果について外部の視点による評価等を行うため、有識者からなる評価員（3名）を置くとともに、必要に応じ、評価員による会議を開催する。

### (2) 担当事務

- ① 点検が必要な事務事業を選定すること。
- ② 点検の結果を評価すること。
- ③ 点検の結果の評価を踏まえた対応を確認すること。
- ④ 上記のほか、点検に関し市長が必要と認める事項を処理すること。

### (3) 設置根拠等

- ① 身 分：地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づく非常勤嘱託員
- ② 設置根拠：枚方市改革・改善サイクル評価員設置要綱

### (4) 評価

評価員は、基本的に各評価員が独立して職務に当たる、いわゆる「独任制」を取るものであり、評価については、合議による集約化を行わず、評価員ごとに行うものとする。